

毎週火、金曜日発行(但休日に逢るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県公告式条例

鳥取県公布式条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第二十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十六条の規定に基き、条例、規則その他の規程の公布に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例の公布)

第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の原文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名した後、県条例であることを明記して番号を附さなければならぬ。

2 条例の公布は、県公報に登載して行ふ。ただし、天災事変等により県公報に登載して公布することができ

目次

- 鳥取県公告式条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關スル条例の一部改正
- 危険物取扱主任者等試験委員に關する条例
- 鳥取県准看護婦試験委員条例
- 鳥取県立高等看護学院入学試験手数料条例
- 県有船舶使用料条例の一部改正
- 鳥取県営住宅管理条例
- 鳥取県文化財保護条例
- 鳥取県税条例の一部改正
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に關する条例の一部改正

条 例

鳥取県公告式条例をここに公布する。

ないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見易い場所に
掲示してこれにこえることができる。

(規則に関する準備)

第三条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第四条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しよ
うとするときは、公布の年月日及び知事名を記入して
知事印をおさなければならぬ。

2 第二条第二項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第五条 第二条の規定は、県の機関の定める規則に準用
する。ただし、同条第一項中「知事」とあるのは「当
該機関又は当該機関を代表する者」と読みかえるもの
とする。

2 前条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要す
るものに準用する。ただし、同条第一項中「知事名」
とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者
名」、「知事印」とあるのは「当該機関印又は当該機

関を代表する者印」とそれぞれ読みかえるものとする。

附 則

この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関ス
ル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大
正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五ノ二を第二十五条ノ三とし、第二十五条の次
に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 労働福祉事業団(以下本条ニ於テ「事
業団」ト謂フ)設立ノ際県吏員等トシテ在職スル者引

続キ県吏員等トシテ在職シ引続キ事業団ノ役員又ハ職
員トナリ更ニ引続キ県吏員等トナリタルトキハソノ県
吏員等ニ給スヘキ退職年金ニ付テハ当該事業団ノ役員
又ハ職員トシテノ在職年月数ヲ県吏員等トシテノ在職
年月数ニ通算ス

前項ノ規定ハ事業団ノ役員又ハ職員トナル迄ノ県吏
員等トシテノ在職年カ十七年ニ達スル者ニ付テハ之ヲ
適用セス

第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ニ付テノ第二十四条
ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ事業団ノ役員又ハ職員トシ
テノ就職ヲ再就職ト看做ス

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

危険物取扱主任者等試験委員に関する条例をここに公
布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

危険物取扱主任者等試験委員に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消防法(昭和二十三年法律第百八
十六号)第十六条の二第二項の規定に基き、危険物取
扱主任者等試験委員(以下「試験委員」という。)の
組織、任期その他試験委員に関し必要な事項を定める
ものとする。

(組織)

第二条 試験委員の数は、十人以内とする。

2 試験委員は、危険物の取扱又は映写技術に関し学識
経験のある者並びに関係行政機関及び県の職員のうち
から、知事が委嘱又は任命する。

(任期)

第三条 試験委員の任期は、二年とする。ただし、補欠
の試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、試験委員の会議

その他この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県准看護婦試験委員会条例をここに公する。
昭和三十四年十二月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県准看護婦試験委員会条例

鳥取県准看護婦試験委員会条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十五条の規定に基き、准看護婦試験委員(以下「試験委員」という。)の組織、任期その他試験委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 試験委員の数は、九人以内とする。
2 試験委員は、医師、看護婦、学識経験のある者及び県の吏員のうちから、知事が委嘱又は任命する。

(任期)

第三条 試験委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、試験委員の会議その他この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例施行の際現に委嘱又は任命されている試験委員は、その任期満了の日まではこの条例の規定による試験委員とみなす。

鳥取県立高等看護学院入学試験手数料条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

鳥取県立高等看護学院入学試験手数料条例

第一条 鳥取県立高等看護学院の入学試験を受けようとする者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第二条 手数料の額は、受験者一人につき三百円とする。

第三条 既に納付した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県船舶使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

船舶使用料

船舶名 一日使用料

しゅんせつ船 九、〇〇〇円

久松丸 一〇、〇〇〇円

因伯丸 一〇、〇〇〇円

起重機船 四、四〇〇円

米子丸 四、四〇〇円

石材運搬船 六〇トン積 一、八〇〇円

鳥第二 二〇トン積 七〇〇円

鳥第三 二〇トン積 七〇〇円

鳥第四 二〇トン積 七〇〇円

給水船 三、九〇〇円

第二港栄丸 三、九〇〇円

えい船

第一港栄丸

一、三〇〇円

土運船

鳥第一

一、八〇〇円

鳥第二

一、八〇〇円

鳥第三

一、八〇〇円

附 則

1 この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に具有船舶の使用の許可を受けている者の納付すべき使用料については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅管理条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

鳥取県営住宅管理条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和二十六年十二月鳥取県条例第六十六号)の全部を改正する。

例第六十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)に基く県営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県営住宅 県が法により国の補助を受けて建設し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

二 第一種県営住宅 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第五条

第一項第一号に規定する基準の収入のある者に対して賃貸するための令第二条第一項に規定する規格の県営住宅をいう。

三 第二種県営住宅 令第五条第二号に規定する基準の収入のある者に対して賃貸するための令第

二条第二項に規定する規格の県営住宅をいう。

四 共同施設 法第二条第七号及び令第三条に規定する児童遊園、共同浴場、集会所及び管理事務所をいう。

五 収入 入居者及び法第十七条第一号に規定する親族の過去一年間における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二章第一節の例に準じて算出した所得金額を十二で除した額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が建設大臣の定めるところにより認定した額)の合計から同法第八条第一項本文前段に規定する扶養親族一人につき千円を控除した額をいう。

(入居者の公募)

第三条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、県営住宅の種別ごとに、建設場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、ラジオ、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。

る。

(公募の例外)

第四条 知事は、次に掲げる事由の一に該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。

一 災害による住宅の滅失

二 不良住宅の撤去

三 都市計画法(大正八年法律第三十六号)に基く都市計画事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項若しくは第四項の規定に基く土地区画整理事業の執行に伴う住宅の除却

四 収入の額が一万六千円(当該県営住宅の家賃の六倍が一万六千円未満である場合においては、その額)以下の第一種県営住宅の入居者が第二種県営住宅への入居を希望すること。

五 収入の額が一万六千円をこえる第二種県営住宅の入居者が第一種県営住宅への入居を希望すること。

六 同種の県営住宅の入居者が相互に入れかわること

が双方の利益となること。

(入居者の資格)

第五条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。)があること。

二 次に掲げる基準の収入のある者であること。ただし、法第八条第一項又は第二項の規定により国の補助を受けて建設する県営住宅については、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者であること。

イ 第一種県営住宅については、入居の申込をした日において、一万六千円(当該県営住宅の家賃の六倍が一万六千円未満である場合においては、その額)をこえ三万二千円以下であること。

ロ 第二種県営住宅については、入居の申込をした日において、一万六千円(法第八条第一項の規定

により国の補助を受けて建設する住宅については、当該災害発生後三年間は、三万二千円)以下であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居の申込)

第六条 前条に規定する入居資格のある者で県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。

(入居者の選考)

第七条 知事は、入居の申込をした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数をこえる場合においては、次の各号に掲げる者のうちから入居者を選考する。

一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することがで

きない者

三 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

四 正当な事由による立ちのきの要求を受け、適当な立ちのき先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基く場合を除く。)

五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

六 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 知事は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

4 知事は、第一項に規定する者のうち、第四条に規定する事由にかかる者ですみやかに県営住宅に入居する

ことを必要としている者については、前二項の規定にかかわらず、知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

5 知事は、入居者を決定した場合には、入居日をきめて通知しなければならない。

(入居補欠者)

第八条 知事は、前条の規定に基いて入居者を選考する場合において、入居を許可された者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 知事は、入居を許可された者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第九条 県営住宅の入居の決定通知を受けた者は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

一 県内に住所を有し、かつ、入居者と同程度以上の

収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人二人の連署した請書に当該連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明を添えて提出すること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。

二 第十一条に規定する敷金を納付すること。

2 知事は、入居の決定を受けた者が前項の入居の手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第十条 知事は、入居者から第七条第五項の入居日から県営住宅を明け渡した日(第二十四条第一項の明渡の請求があつたときは、同条第二項の指定期日)まで別表に定める額の家賃を徴収する。

2 入居者が第二十三条に規定する手続を経ないで県営住宅を立ちのいたときは、知事がその事実を知つた日を明け渡した日とみなす。

3 家賃は、月額とし、使用の期間が一月に満たない場合は、日割計算による。

4 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければ

ならない。ただし、月の中途で明け渡した場合は、知事が指定した期日までに納付するものとする。

(敷金の納付等)

第十一条 知事は、県営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する額の敷金を徴収するものとする。

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 敷金には、利子をつけない。

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第十二条 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、知事が別に定める基準により当該家賃若しくは敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

一 入居者(第五条第一号に規定する親族を含む。以下本条において同じ。)の収入が著しく低額となつているとき

二 入居者が疾病にかかつたとき

三 入居者が災害により著しい損害をうけたとき

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき

(敷金の運用)

第十三条 知事は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金その他安全確実な方法で運用に努めなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の建設に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第十四条 県営住宅及び共同施設の費用又は修繕に要する費用は、第十五条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によつて、県営住宅又は共同施設に修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、知事の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第十五条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とす

る。

一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

二 汚物及びじんかいの処理に要する費用

三 共同施設の使用に要する費用

四 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替若しくは畳、建具の修繕に要する費用

五 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第十六条 入居者は、当該入居にかかる県営住宅又は共同施設の使用について善良な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、当該県営住宅を引き続き十五日以上使用しないときは、知事にその旨を届け出なければならない。

(住宅の転用)

第十七条 入居者は、県営住宅を他の者に貸し、又は親族以外の者を同居させてはならない。

2 入居者は、県営住宅の入居の権利を他の者に譲渡し、又は住宅以外の用途に使用してはならない。

3 入居者は、知事の承認を得たときは、親族以外の者を同居させ、又は県営住宅の一部を他の用途に利用することができる。

(住宅の増築等)

第十八条 入居者は、県営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、前項の承認を行う場合においては、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

(収入に関する決定)

第十九条 知事は、各入居者の収入について毎年十二月三十一日現在で、その額が収入基準をこえているかどうかを決定し、こえていると認めるときは、その旨を入居者に通知する。ただし、十二月三十一日現在で県

営住宅に入居している期間が引き続き三年に満たない入居者については、この限りでない。

2 前項の入居者は、毎年一月三十一日までに前年分の収入に関する報告を行わなければならない。

3 第一項の収入基準は、第一種県営住宅にあつては三万二千元、第二種県営住宅にあつては一万六千元とする。

4 入居者は、第一項の決定に対し知事に意見を述べることができる。この場合においては、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは、同項の決定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。

5 知事は、収入基準超過があると決定された入居者について、基準超過額がなくなり、又は減少したと認めるときは、その旨を決定して通知するものとする。ただし、当該決定により割増賃料の額に変動のないときは、この限りでない。

6 収入基準超過があると決定された入居者は、収入基

準超過がなくなり、又は減少したときは、前項の決定を求めることができる。

7 第四項の規定は、第五項の決定について準用する。

(明渡の努力義務)

第二十条 収入基準超過があると決定された入居者は、当該県営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

この場合において当該入居者からの申出があるときは、知事は、他の適当な住宅に移り変れるように、あつせんに努めなければならない。

(割増賃料)

第二十一条 収入基準超過があると決定された入居者は、当該決定の日(入居者の責に帰すべき事由により割増賃料の徴収を免れたときは、入居の日から三年を経過した日以後において知事が収入基準超過があつたと認定した日。ただし、当該決定の日から三年をさかのぼることはできない。)の翌日から収入基準超過がなくなつた旨の決定の日の前日又は明け渡した日まで割増賃料を納付しなければならない。

2 前項の割増賃料の額は、家賃に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 第一種県営住宅については、当該入居者の収入が三万二千元をこえ四万円以下であると決定された場合においては○・二、四万円をこえたと決定された場合においては○・四
- 二 第二種県営住宅については、当該入居者の収入が一万六千元をこえ三万二千元以下であると決定された場合においては○・三、三万二千元をこえ四万円以下であると決定された場合においては○・五、四万円をこえたと決定された場合においては○・八

3 第十条第三項及び第十二条(第一号を除く。)の規定は、第一項の割増賃料について準用する。

(収入状況の報告)

第二十二条 知事は、第十二条の規定による家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予、第二十条の規定によるあつせん、前条の規定による割増賃料の徴収等の措置に

関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について当該入居者若しくはその雇主、取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 知事又は関係職員は、前項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(住宅の検査)

第二十三条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、その五日前までに知事に届け出て住宅の検査をうけなければならない。

2 入居者が第十八条の規定により模様替、増築等を行ったときは、前項の検査のときまでに原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 知事は、第一項に定めるときは、管理上必要あるときは、県営住宅の検査を行うことができる。

4 第一項及び前項の検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを

5 第一項及び第三項の検査において、現に居住の用に供している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(住宅の明渡請求)

第二十四条 知事は、入居者が次の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に対し県営住宅の明渡を請求することができる。

一 不正の行為により入居したとき

二 家賃又は割増賃料を三月以上滞納したとき

三 県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき

四 正当な事由によらないで引き続き十五日以上県営住宅を使用しないとき

五 第十七条又は第十八条の規定に違反したとき

2 前項の規定により県営住宅の明渡の請求をうけた入居者は、知事が指定する期日までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 入居者は、前項の規定による指定期日までに県営住

宅を明け渡さなかつた場合においては、その指定期日の翌日から明渡の日までの家賃の二倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。

(住宅管理員及び管理人)

第二十五条 知事は、法第二十三条の規定による住宅管理員をその職員のうちから任命しなければならない。

2 知事は、住宅管理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

(罰則)

第二十六条 県営住宅を入居の目的で無断で使用し、又は転用させた者は、二千円以下の過料に処する。

第二十七条 詐欺その他の不正行為により家賃又は割増賃料の全部若しくは一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処

する。

(施行規定)

第二十八条 この条例の施行に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。

2 鳥取県営住宅管理条例(昭和二十六年十二月鳥取県条例第六十六号)に基いて行つた手続その他の行為は、この条例中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

3 この条例施行の際現に県営住宅に入居している入居者にかかる第十九条第一項の規定の適用については、昭和三十五年一月一日を当該県営住宅に入居した日とみなす。

別表 鳥取県営住宅の家賃額表

第一種県営住宅

建設年度	団地	地名	所在地	構造別	一月の家賃額	備考
------	----	----	-----	-----	--------	----

二十五年	立川町三丁目	鳥取市立川町三丁目	耐火	一、七〇〇円	
二十六年	富士見町	米子市富士見町	耐火	二、〇九〇円	
二十七年	湯所町	鳥取市湯所町	特殊耐火	二、二四〇円	
二十八年	日ノ出町	米子市日ノ出町	特殊耐火	二、二八〇円	
二十九年	明治町	倉吉市明治町	特殊耐火	二、二五〇円	
三十年	明治町	倉吉市明治町	簡易耐火	二、二五五円	大規模分
三十年	皆生	米子市皆生	耐火	二、四五五円	大規模分
三十年	皆生	米子市皆生	耐火	一、七二五円	小規模分
三十一年	花町	境港市花町	簡易耐火	二、三〇五円	
三十一年	大森町	鳥取市川下町	簡易耐火	二、三一五円	
三十一年	皆生	米子市皆生	耐火	二、五五五円	大規模分
三十一年	皆生	米子市皆生	耐火	一、七三五円	小規模分
三十二年	薬師町	鳥取市薬師町	簡易耐火	二、六一五円	
三十二年	福吉町	倉吉市福吉町	簡易耐火	二、三六〇円	
三十三年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	二、二四〇円	

第二種県営住宅

建設年度	団地名	所在地	構造別	一月の家賃額	備考
二十七年	湯所町	鳥取市湯所町	簡易耐火	一、六四〇円	災害分
二十七年	湯所町	鳥取市湯所町	簡易耐火	一、六四〇円	災害分
二十七年	緑町	鳥取市立川町五丁目	木造	九五〇円	
二十七年	夕日が丘	鳥取市浜坂	木造	八〇〇円	
二十八年	ひばりが丘	鳥取市浜坂	木造	八〇〇円	
二十八年	小松が丘	鳥取市浜坂	木造	八〇〇円	
二十八年	東町	鳥取市東町	特殊耐火	一、七〇〇円	
二十八年	薬師町	鳥取市薬師町	特殊耐火	一、六〇〇円	
二十八年	湯所町	鳥取市湯所町	特殊耐火	一、六四〇円	
二十九年	馬場町	鳥取市馬場町	特殊耐火	一、六四〇円	

鳥取県文化財保護条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十号

鳥取県文化財保護条例

鳥取県文化財保護条例(昭和二十七年四月鳥取県条例)

第十三号)の全部を改正する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十八条第二項の規定に基き、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物をいう。

(文化財専門委員)

第三条 法第一百四条の三の規定に基き、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文化財専門委員

(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員の定数は、十五人以内とし、その任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

第二章 県指定保護文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、所有者及び権原に基く占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、有形文化財のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定保護文化財(以下「県指定保護文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者等に通知してする。

3 第二項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該県指定保護文化財の所有者に対しては、同項の規定による

通知が当該所有者に到達したときからその効力を生ずる。

4 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会 は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付し なければならない。

(解除)

第五条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての 価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、 教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第二 項及び第三項の規定を準用する。

3 県指定保護文化財について法第二十七条第一項の規 定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指 定保護文化財の指定は解除されたものとみなす。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示する とともに、当該県指定保護文化財の所有者等に通知し なければならない。

5 第二項で準用する前条第二項の規定による県指定保

護文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の 規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を二 十日以内に教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第六条 教育委員会は、県指定保護文化財の管理に関し、 その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第七条 県指定保護文化財の管理及び修理は、この条例 並びにこれに基く教育委員会規則及び教育委員会の指 示に従い、その所有者が行うものとする。

2 県指定保護文化財の所有者は、特別の事情があると きは、もつぱら自己に代り当該県指定保護文化財の管 理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。) を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所 有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なけ ればならない。管理責任者を解任した場合も、同様と する。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第八条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて二十日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(滅失又はき損等)

第九条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、その事実を知つた日から十日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(所在の変更)

第十条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

ればならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第十一条 県指定保護文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。
(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第十二条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、き損し、又は盗み取ら

れるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定保護文化財がき損し、又は衰亡しようとしている場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理又は復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基いてする措置又は管理、修理若しくは復旧(以下「修理等」という。)に要する費用につき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理等に関し必要な措置につき第十一条第一項及び第十二条第三項の規定により補助金を交付した県指定保護文化財のその当時における所有者又は

相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助にかかると修理等が行われた後当該県指定保護文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該県指定保護文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助にかかると修理等を実施した県指定保護文化財につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助にかかると修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更の制限)

第十四条 県指定保護文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

3 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可にかかる現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第十五条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、第十一条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第一項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出にかかる修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第十六条 教育委員会は、県指定保護文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県が修理等につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3 前二項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とする。

4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、予算の範囲内で給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、第一項又は第二項の規定により県指

定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又は、損したときは、県は、所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は、損した場合は、この限りでない。

(調査)

第十七条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は修理等の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十八条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定保護文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第三章 県指定無形文化財

(指定)

第十九条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、無形文化財のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後に

においても、当該県指定無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

(解除)

第二十條 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者に通知してする。

4 県指定無形文化財について法第五十六條の三第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、

当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとみなす。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第二十一條 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由が生じたときは、保持者又は相続人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第二十二條 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財に

ついて、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

(公開)

第二十三條 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前二項の場合には、第十六条第三項を、前二項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化

財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第六項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第二十四條 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 民俗資料

(県指定民俗資料の指定)

第二十五條 教育委員会は、所有者等の同意を得て、有形の民俗資料のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定民俗資料(以下「県指定民俗資料」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第四項までの規定を準用する。

(県指定民俗資料の解除)

第二十六條 県指定民俗資料が県指定民俗資料としての価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、

教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定民俗資料については法第五十六条の十第一項の規定による重要民俗資料の指定があつたときは、当該県指定民俗資料の指定は、解除されたものとみなす。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

(県指定民俗資料の現状変更)

第二十七条 県指定民俗資料の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

2 県指定民俗資料の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出にかかる現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(県指定民俗資料に関する準用規定)

第二十八条 第六条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、県指定民俗資料について準用する。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第二十九条 教育委員会は、無形の民俗資料のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に對し、当該民俗資料の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項の規定を準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、記念物のうち県にとつて重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 教育委員会は、記念物につき、所有者がないか又は判明しないときは、当該記念物の所在地の市町村(以

下「所在市町村」という。)の意見を聞いて、県指定史跡名勝天然記念物に指定することができる。

3 前二項の規定による指定には、第四条第二項及び第三項の規定を準用する。ただし、前項の場合においては、「所有者等」とあるのは「所在市町村」と読み替えるものとする。

(解除)

第三十一条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第六十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとみなす。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、同条第四項の規定を準用する。ただし、当該県指定史跡名勝天然記念物につき

管理団体が指定されているときは、「所有者等」とあるのは「管理団体」と読み替えるものとする。

(標識等の設置)

第三十二条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さ、その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十三条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十五条で準用する第七条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十四条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただ

し、現状変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には、第十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

(準用規定)

第三十五条 第六条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十七条及び第十八条第一項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。(管理団体による管理)

第三十六条 第三十条第二項の規定により指定された県指定史跡名称天然記念物については、教育委員会は、当該県指定史跡名称天然記念物の管理を行わせるため、所在市町村を管理団体として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする所在市町村の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十条第三項の規定を準用する。

4 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、管理団体が県指定史跡名勝天然記念物を管理する場合について準用する。

第六章 補 則

(施行規則)

第三十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に専門委員の職にある者は、その任期中は、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 改正前の鳥取県文化財保護条例の規定によつてした手続その他の行為は、これを改正後の鳥取県文化財保護条例中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県税条例第五十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「法第二十二條」を「法第二十条の四」に改める。

第十条から第十九条までを次のように改める。

第十条から第十九条まで 削除

第十条を次のように改める。

(公示送達)

第二十条 法第二十条の二の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所の掲示場に掲示して行いもとする。

第二十五条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条の次に次の一条を加える。

(納税証明書の交付の請求等)

第二十八条の二 法第二十条の十第一項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 証明を受けようとする県税の年度及び税目
- 二 証明を受けようとする事項
- 三 証明書の使用目的
- 四 証明書の枚数

2 法第二十条の十第二項の規定によつて納付すべき手数料の額は、証明書一枚ごとに三十円とする。但し、次の各号の一に該当する証明書については、これを徴しないものとする。

- 一 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第三項の規定によつて請求する証明書
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十号)

第九十七条の二第一項の規定によつて請求する証明書

三 飲業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第四条の二又は第二十条第四項の規定によつて請求する証明書

3 前項の証明書は、各税目につき施行令第六条の十八第一項各号に掲げる事項ごとに一枚とし、その証明書が二以上の年度に係る県税に關するものであるときは、その年度の數に相當する枚數の証明書とみなす。但し、法人にあつては、事業年度ごとに一枚とする。

4 第一項の手数料は、鳥取県収入証紙を同項の請求書にちよ、付して、納めなければならない。

第三十七条第四項中「税額の合計額」を「徴収金の合計額」に、「滞納処分の執行停止」を「滞納処分の停止」に改め、徴収金の合計額の下に「並びに換価の猶予の件數及びこれに係る徴収金の合計額」を加える。

第三十七条の二第三号中「法第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加え、第四号中「法第十八条」を「法

第十七条の四」に、「市町村が還付し、又は充当した」を「加算した」に改め、「又は充当加算金」を削る。

第八十七条第三項中「娯楽施設利用税の特別徴収義務者が正当の事由がなくて、法第十六条の七第一項の規定によつて、知事が命ずる担保の提供をしなかつた場合、その他」を削り、「その期間及び納期限」を「納入に係る期間及び期限」に改める。

第九十八条第二項中「遊興飲食税の特別徴収義務者が正当の事由がなくて法第十六条の七第一項の規定によつて、知事が命ずる担保の提供をしなかつた場合、その他」を削り、「その期間及び納期限」を「納入に係る期間及び期限」に改める。

第一号様式及び第二号様式中注意(3)を次のように改める。

(3) 延滞加算金

督促状を發した日から起算して十日を超過した日まで税金を納付しなかつた場合は、税金、延滞金及び督促手数料の外に、税額百円につき一日三錢の割合でその

の翌日から納付する日までの日數によつて計算した延滞加算金を加算して納付しなければなりません。

第三号様式中注意4を次のように改める。

4 延滞加算金

督促状を發した日から起算して十日を超過した日まで税金を納付しなかつた場合は、税金、延滞金及び督促手数料の外に、税額百円につき一日三錢の割合でその日の翌日から納付する日までの日數によつて計算した延滞加算金を加算して納付しなければなりません。

第八号様式から第十一号様式までを次のように改める。第八号様式から第十一号様式まで 削除

第十三号様式中「田租 田 田 田」を「ただちに」に改め、備考を次のように改める。

備考 この督促状を發した日から起算して十日を超過した日の翌日から延滞加算金を課せられ、又は滞納処分に行ふことができます。

附 則

この条例は、地方税法の一部を改正する法律(昭和三十

十四年法律第四百九十九号)の施行の日(昭和三十五年一月一日)から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する

する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県宝木警察署」を「鳥取県浜村警察署」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年十二月二十六日から施行する。